

少年院の役割について

～少年院での教育
少年の生活状況など～

「性教育フォーラム」

平成29年6月25日(日)
豊ヶ岡学園 首席専門官 坂田 真朗

少年院

- ・ 少年院とは

在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他のお院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とした施設。

全国に52庁（男子41、女子9、男女2）

少年院の種類

- 第1種少年院

心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの

- 第2種少年院

心身に著しい障害がない犯罪傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満のもの

- 第3種少年院

心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの

- 第4種少年院

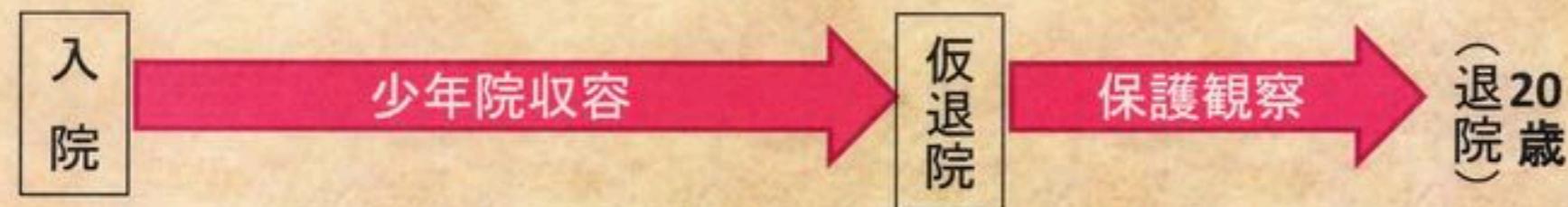
少年院において刑の執行を受けるもの

矯正教育課程

- 短期義務教育課程(SE)
- 義務教育課程(E1,E2)
- 短期社會適應課程(SA)
- 社會適應課程(A1,A2,A3,A4,A5)
- 支援教育課程(N1,N2,N3,N4,N5)
- 医療措置課程(D)
- 受刑在院者課程(J)

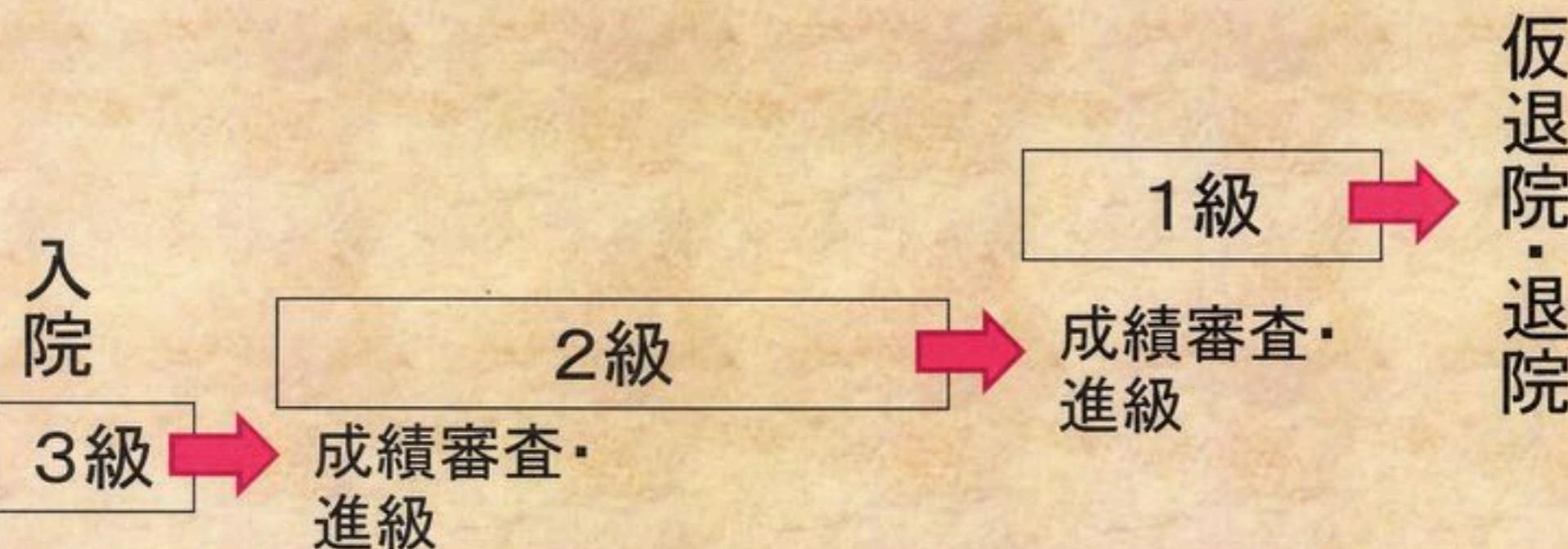
収容期間

- ・ 短期課程は6月以内、その他は原則として2年以内。



- ・ 収容継続
 - ・ 1年間を経過しない時点で20歳に達する者については、少年院長の権限で送致決定の日から1年間の収容継続ができる。

入院から出院まで



例 11か月の教育期間・20週の教育期間

(2月)

(6月)

(3月)

(2週)

(10週)

(8週)

矯正教育

(内容)

1. 生活指導

基本的生活訓練, 問題行動指導, 治療的指導,
被害者心情理解指導, 保護關係調整指導,
進路指導など

2. 職業指導

職業生活設計指導, 自律援助的職業指導
職業能力開発指導など

矯正教育

3. 教科指導

義務教育指導, 補習教科指導, 高等学校教育指導

4. 体育指導

5. 特別活動指導

自主的活動, クラブ活動, 情操的活動, 行事,
社会貢献活動など

社会復帰支援

1. 宿泊場所の確保及び帰住を助けること
2. 医療及び療養を助けること
3. 修学又は就業を助けること
4. その他、健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと

豊ヶ岡学園



少年の生活状況

- ・ 集団生活で社会性・人間関係を学ぶ。
- ・ 少年にとっては、辛く厳しい日々か…
(楽しい・居心地の良い場所では困る。)
- ・ 育て直し、情操教育の場
- ・ 多くの協力者に支えられ、援助を受ける。

少年の性非行について

- ・ 男子少年
特異な性癖、極悪非道な事件も
 - ・ 女子少年
交際相手に大きく左右されるか…
- ☆ 全般
SNSの影響はやはり大きいか…